

労働者は、法令で健康診断を受けることが義務付けられています。
この機会に労働基準協会の行う健康診断へお申込みください。
一般健康診断のほか、特殊健康診断も実施しております。

■健康診断の対象者・対象業務（下記以外は別紙補足を参照下さい）

健康診断名称		対象労働者・対象業務	時期・頻度	関連条文
一般健康診断	雇入れ時	新規雇入れ労働者（雇入前3か月以内の結果を提出時は、省略可能）	雇入れの直前・直後	安衛則第43条
	定期	全ての労働者（週の労働時間が正社員の3/4以上ある者）	1年以内に1回	安衛則第44条
特殊健康診断 （抜粋）	じん肺	常態的な粉じん作業従事者	3年以内に1回 （管理区分Iの方）	じん肺法第3条
	石綿	石綿作業従事者	6ヶ月以内に1回	石綿障害予防規則第40条～43条
	有機溶剤	法令で定められた有機溶剤を取り扱う作業従事者	6ヶ月以内に1回	有機則第29条
	特定化学物質	法令で定められた物質を取り扱う作業従事者	6ヶ月以内に1回	特化則第39条同則別表第3, 4
	鉛	鉛を取り扱う作業従事者	6ヶ月以内に1回	鉛中毒予防規則第53条